

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和6年12月20日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、令和7年度愛知県立高等学校生徒募集計画等に基づき、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正の概要

1 改正内容

(1) 学科の新設

学校名	学科	入学定員
愛知県立豊野高等学校	普通科	40人
愛知県立御津あおば高等学校	普通科	40人
愛知県立佐屋高等学校	普通科	40人
愛知県立武豊高等学校	普通科	40人

(2) 通信教育連携協力施設の削除

通信教育連携協力施設に関する規定を削除する。

(3) 募集定員の変更

愛知県立旭陵高等学校の募集定員を変更する。

普通科 約360人 → 約280人

愛知県立刈谷東高等学校の募集定員を変更する。

普通科 約240人 → 約200人

(4) 全日制の課程との併修に関する手続きの整備

全日制の課程の生徒で、在籍する高等学校の通信制の課程の科目の併修を希望する者又は、実施校の生徒で在籍する高等学校の全日制の課程の科目の併修を希望する者の手続きを定める。

2 施行期日

令和7年4月1日

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行」に、
「愛知県立旭陵高等学校
愛知県立御津あおば高等学校
愛知県立刈谷東高等学校
愛知県立豊野高等学校
愛知県立佐屋高等学校
愛知県立武豊高等学校」を

学校

に改める。

」

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条の表を次のように改める。

名 称	学 科	募集定員（人）
愛知県旭陵高等学校	普通科	約二八〇
愛知県立御津あおば高等学校	普通科	四〇
愛知県立刈谷東高等学校	普通科	約二〇〇
愛知県立豊野高等学校	普通科	四〇
愛知県立佐屋高等学校	普通科	四〇
愛知県立武豊高等学校	普通科	四〇

第十六条の見出しを「（全日制課程又は定時制課程との併修）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「実施校又は定時制の課程の高等学校の」を削り、「きたさない」を「来さない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高等学校の全日制の課程の生徒で在籍する高等学校の通信制の課程における教科・科目の併修を希望する者又は実施校の生徒で在籍する高等学校の全日制の課程における教科・科目の併修を希望する者は、受講許可願（様式第四）を校長に提出しなければならない。

第十七条第二項中「様式第四」を「様式第五」に改め、同条第四項中「様式第五」を「様式第六」に改める。

様式第五を様式第六とし、様式第四を様式第五とし、様式三の次に次の様式を加える。

様式第4（第16条関係）

愛知県立 高等学校長 殿	愛知県立 高等学校	氏名	年 月 日
受 講 許 可 願	高 等 学 校 長	氏 名	日
課程（ ）において下記の教科・科目を受講したいの お願いいたします。			
記			

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(実施校)

第二条 通信教育を行う学校（以下「実施校」という。）は、次のとおりとする。

愛知県立旭陵高等学校

愛知県立御津あおば高等学校

愛知県立刈谷東高等学校

愛知県立豊野高等学校

愛知県立佐屋高等学校

愛知県立武豊高等学校

第三条 削除

(学科及び募集定員)

第五条 実施校の学科及び募集定員は、次のとおりとする。

旧

(実施校)

第二条 通信教育を行なう学校（以下「実施校」という。）は、次のとおりとする。

愛知県立旭陵高等学校

愛知県立刈谷東高等学校

(通信教育連携協力施設)

第三条 次の表の上欄に掲げる実施校に同表の中欄に掲げる通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。）を設けるものとし、当該実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち通信教育連携協力施設ごとの定員は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

愛知県立旭陵高等学校	愛知県立名古屋西高等学校	二〇人
愛知県立小牧高等学校		二〇人

(学科及び募集定員)

第五条 同上

名 称	学 科	募集定員(人)
愛知県立旭陵高等学校	普通科	約二八〇
愛知県立御津あおば高等学校	普通科	四〇
愛知県立刈谷東高等学校	普通科	約二〇〇
愛知県立豊野高等学校	普通科	四〇
愛知県立佐屋高等学校	普通科	四〇
愛知県立武豊高等学校	普通科	四〇

(全日制課程又は定時制課程との併修)

第十六条 略

- 2| 高等学校の全日制の課程の生徒で、在籍する高等学校の通信制の課程における教科・科目の併修を希望する者又は、実施校の生徒で、在籍する高等学校の全日制の課程における教科・科目の併修を希望する者は、受講許可願(様式第四)を校長に提出しなければならない。
- 3| 前二項の規定による受講許可願の提出を受けた校長は、当該教科・科目の指導に支障を来さない範囲内において、生徒の併修を許可することができる。

4| 略

(聴講生)

名 称	学 科	募集定員(人)
愛知県立旭陵高等学校	普通科	約三六〇
愛知県立刈谷東高等学校	普通科	約二四〇

(定時制課程との併修)

第十六条 略

- 2| 前項の規定による受講許可願の提出を受けた実施校又は定時制の課程の高等学校の校長は、当該教科・科目の指導に支障をきたさない範囲内において、生徒の併修を許可することができる。

3| 略

(聴講生)

第十七条 実施校に聴講生として入学しようとする者は、聴講願（**様式第五**）を当該実施校の校長に提出しなければならない。

2 及び 3 略

4 実施校の校長は、聴講生として実施校の特定の科目を履修したと

認めた者に聴講証書（**様式第六**）を与えるものとする。

5 略

第十七条 実施校に聴講生として入学しようとする者は、聴講願（**様式第四**）を当該実施校の校長に提出しなければならない。

2 及び 3 略

4 実施校の校長は、聴講生として実施校の特定の科目を履修したと

認めた者に聴講証書（**様式第五**）を与えるものとする。

5 略

(新)

(旧)

様式第4 (第16条関係)

該当なし

<u>愛知県立</u>	<u>受講許可願</u>	<u>年 月 日</u>
<u>高等学校長 殿</u>	<u>愛知県立</u>	<u>高等学校</u>
	<u>氏名</u>	<u>課程</u>
<u>私は、本校</u>		
<u>課程 () において下記の教科・科目を受講したいの</u>		
<u>願います。</u>		
<u>記</u>		

(新)

様式第5 (第17条関係) 略

(旧)

様式第4 (第17条関係) 略

(新)

様式第6 (第17条関係) 略

(旧)

様式第5 (第17条関係) 略

(新)

(旧)

様式第4 (第16条関係)

該当なし

<u>愛知県立</u>	<u>受講許可願</u>	<u>年 月 日</u>
<u>高等学校長 殿</u>	<u>愛知県立</u>	<u>高等学校</u>
	<u>氏名</u>	<u>課程</u>
<u>私は、本校</u>		
<u>課程 () において下記の教科・科目を受講したいの</u>		
<u>願います。</u>		
<u>記</u>		

(旧)

様式第4 (第17条関係) 略

(新)

様式第5 (第17条関係) 略

(新)

様式第6 (第17条関係) 略

(旧)

様式第5 (第17条関係) 略
